

緊急事態宣言を踏まえたみなと障がい者福祉事業団の対応について

事業団では、この度の緊急事態宣言を踏まえ、令和2年4月14日から事業所ごとに時短営業等の対応を実施してきました。しかしながら、東京都内をはじめ全国で感染拡大が継続している状況であることから、以下の事業所についても在宅サービスの提供を開始いたします。

1 各事業所の対応について

事業名	緊急事態宣言を踏まえた対応（4月14日から）	緊急事態宣言を踏まえた対応（5月1日から）
センター清掃（施設外就労） （就労継続支援A型事業）	利用時間：7時～15時 ※利用者は通常時よりも1時間程度早く終業する。	原則、在宅サービスを利用する。 ※受託事業については、職員が対応する。
南麻布清掃等（施設外就労） （就労継続支援A型事業）	利用時間：7時15分～15時 ※利用者は通常時よりも1時間程度早く終業する。	原則、在宅サービスを利用する。 ※受託事業については、職員が対応する。

2 実施期間

令和2年5月1日（金）から5月15日（金）まで